

第七号

水道法施行条例の制定について

水道法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

水道法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格）

第二条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第六条に定める資格とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。